

検察廳法の一部を改正する法律案

検察廳法の一部を次のように改正する。

第二條第一項の次に次の一項を加え、同條第三項中「高等裁判所又は地方裁判所」を「高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所」に改める。

地方檢察廳は、各家庭裁判所にも、それぞれ対應するものとする。

第十九條第二項に次の但書を加える。

但し、地方檢察廳の檢事の事務を取り扱わせることを妨げない。

第三十九條第二項中「考試を経た者」の下に「又はこの法律施行の際現に弁護士試験に合格した者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たもの」と加える。

第三十八條中「領事官」の下に「陸軍司政官、海軍司政官」を、「朝鮮總督府判事」の下に「朝鮮總督府法務局勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官」を加え、「若しくは南洋廳判事」を「南洋廳判事、滿洲國の檢察官、審判官、司法部參事官、司法部理事官若しくは司法部事務官若しくは蒙古連合自治政府（若しくは蒙古自治邦政府）の檢察官」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理 由

刑事訴訟法を改正する法律及び少年法の制定等に伴い、検察廳法の一部を改正する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

